

2024年5月17日

各位

EB 関連サービス規定改定のお知らせ

株式会社 山形銀行（頭取 佐藤 英司）は、ISDN 回線廃止に伴うサービス内容見直しに伴い、以下のとおり、規定を改定いたします。

何とぞ、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

1. 改定日

2024年6月1日（土）

2. 改定対象

- (1) 「パソコンサービス利用規定、パソコンサービス<FBソフト>利用規定」
- (2) 「パソコンサービス利用規定、コンピューターサービス利用規定」
- (3) 「ANSER サービス利用規定」

3. 主な改定内容

ISDN 回線廃止に伴う不要な文言の削除。

※ 詳細は別紙をご確認ください。

以上

本件に関するお問い合わせ先
事務統括部 事務企画・管理グループ
TEL 023-634-7048

【受付時間】 9：00～17：00（土日祝日・年末年始を除きます）

＜パソコンサービス利用規定、パソコンサービス＜FB ソフト＞利用規定＞

改定後	改定前
<p>＜データ伝送に関する共通規定＞</p> <p>1. データの送受信</p> <p>パソコンサービス・パソコンサービス＜FB ソフト＞（以下「本サービス」といいます）は、原則として、契約者ご本人（以下「契約者」といいます）が占有・管理するコンピュータ・パーソナルコンピュータ等（以下「使用端末」といいます）により、利用サービスごとのデータ授受を行う場合に利用できるものとします。</p>	<p>＜データ伝送に関する共通規定＞</p> <p>1. データの送受信</p> <p><u>パソコンサービス＜専用機＞</u>・パソコンサービス＜FBソフト＞・パソコンサービス・<u>コンピュータサービス</u>（以下「本サービス」といいます）は、原則として、契約者ご本人（以下「契約者」といいます）が占有・管理するコンピュータ・パーソナルコンピュータ等（以下「使用端末」といいます）により、利用サービスごとのデータ授受を行う場合に利用できるものとします。</p>
<p>5. 本人確認</p> <p>本サービスの利用に際しては、あらかじめ届出のパスワードおよびファイルアクセスキー（以下「暗証番号」といいます）を所定の方式で送信してください。当行は、受信した暗証番号が 届出の暗証番号と一致した場合には、その送信者を契約者とみなし、データを受け、処理を行います。この場合、暗証番号の偽造・盗用・不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害について当行は一切責任を負いません。</p>	<p>5. 本人確認</p> <p>本サービスの利用に際しては、あらかじめ届出のパスワードおよびファイルアクセスキー、<u>または JCA コード</u>（以下「暗証番号」といいます）、を所定の方式で送信してください。当行は、受信した暗証番号が届出の暗証番号と一致した場合には、その送信者を契約者とみなし、データを受け、処理を行います。この場合、暗証番号の偽造・盗用・不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害について当行は一切責任を負いません。</p>
<p>1 2. 損害負担等</p> <p>契約者の責により生じた損害については、これを負担してください。</p> <p>なお、当行が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに通信手段の障害等により、取扱が遅延・不能となった場合、または金融 EDI 情報の提供遅延、不達、漏えい、改ざん等があった場合、そのために生じた損害については、当行では責任を負いません。</p> <p>契約者・当行いずれの責によるか明らかでないときは、双方協議のうえ別途定めるものとします。</p>	<p>1 2. 損害負担等</p> <p>契約者の責により生じた損害については、これを負担してください。</p> <p>なお、当行が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに<u>電話不通等の通信手段の障害等</u>により、取扱が遅延・不能となった場合、または金融 EDI 情報の提供遅延、不達、漏えい、改ざん等があった場合、そのために生じた損害については、当行では責任を負いません。</p> <p>契約者・当行いずれの責によるか明らかでないときは、双方協議のうえ別途定めるものとします。</p> <p><u>また、公衆電話回線、専用電話回線等の通信経路において盗聴等がなされたことにより契約者のパスワード、取引情報、金融 EDI 情報等が漏えいした場合、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</u></p> <p>契約者・当行いずれの責によるか明らかでないときは、双方協議のうえ 別途定めるものとします。</p>

<パソコンサービス利用規定、コンピューターサービス利用規定>

改定後	改定前
<p>5. 本人確認</p> <p>本サービスの利用に際しては、あらかじめ届出のパスワードおよびファイルアクセスキー（以下「暗証番号」といいます）を所定の方式で送信してください。当行は、受信した暗証番号が 届出の暗証番号と一致した場合には、その送信者を契約者とみなし、データを受け、処理を行います。この場合、暗証番号の偽造・盗用・不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害について当行は一切責任を負いません。</p>	<p>5. 本人確認</p> <p>本サービスの利用に際しては、あらかじめ届出のパスワードおよびファイルアクセスキー、または JCA コード（以下「暗証番号」といいます）、を所定の方式で送信してください。当行は、受信した暗証番号が届出の暗証番号と一致した場合には、その送信者を契約者とみなし、データを受け、処理を行います。この場合、暗証番号の偽造・盗用・不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害について当行は一切責任を負いません。</p>
<p>1 2. 損害負担等</p> <p>契約者の責により生じた損害については、これを負担してください。</p> <p>なお、当行が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに通信手段の障害等により、取扱が遅延・不能となった場合、または金融 EDI 情報の提供遅延、不達、漏えい、改ざん等があった場合、そのために生じた損害については、当行では責任を負いません。</p> <p>契約者・当行いずれの責によるか明らかでないときは、双方協議のうえ 別途定めるものとします。</p>	<p>1 2. 損害負担等</p> <p>契約者の責により生じた損害については、これを負担してください。</p> <p>なお、当行が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話不通等の通信手段の障害等により、取扱が遅延・不能となった場合、または金融 EDI 情報の提供遅延、不達、漏えい、改ざん等があった場合、そのために生じた損害については、当行では責任を負いません。</p> <p>また、公衆電話回線、専用電話回線等の通信経路において盗聴等がなされたことにより契約者のパスワード、取引情報、金融 EDI 情報等が漏えいした場合、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>契約者・当行いずれの責によるか明らかでないときは、双方協議のうえ 別途定めるものとします。</p>

<ANSER サービス利用規定>

改定後	改定前
<p>1. ANSERサービス</p> <p>(1) ANSER サービス（以下「本サービス」といいます）は、「ホームバンクサービス」・「パソコンサービス（ANSER-SPC（VALUX））」・「SPC 集中（ANSER-SPC（VALUX）による資金コントロールサービス）」の総称とします。</p>	<p>1. ANSERサービス</p> <p>(1) ANSER サービス（以下「本サービス」といいます）は、「ホームバンクサービス」・「パソコンサービス（ANSER-PC）」・「パソコンサービス（ANSER-SPC、または ANSER-VALUX（SPC））」・「SPC 集中（ANSER-SPC、または ANSER-VALUX（SPC）による資金コントロールサービス）」の総称とします。</p>
<p>2. 会計情報機能</p> <p>(2) 会計情報機能の取扱</p> <p>ア. 当行が受信した会計情報暗証番号および接続IDと届出の会計情報 暗証番号および接続IDが一致したときは、当行はその送信者を契約者としてみなして応答・通知します。</p>	<p>2. 会計情報機能</p> <p>(2) 会計情報機能の取扱</p> <p>ア. 当行が受信した会計情報暗証番号と届出の会計情報暗証番号および 接続 ID（VALUX の場合）が一致したときは、当行はその送信者を契約者としてみなして応答・通知します。</p>
<p>3. 振込・振替機能</p> <p>(1) 振込・振替機能</p> <p>ア. 振込・振替機能は、契約者からの使用端末による依頼にもとづき、次の取引・照会を行うことができます。</p> <p>(イ) 「ホームバンクサービス」・「パソコンサービス（ANSER-SPC（VALUX））」・「SPC 集中（ANSER-SPC（VALUX）による資金コントロールサービス）」の場合、本サービスの依頼を行う日の翌営業日以降当行所定の営業日までの間で、前記（ア）の取扱を行う日を指定する（以下「予約」といいます）ことができます。</p>	<p>3. 振込・振替機能</p> <p>(1) 振込・振替機能</p> <p>ア. 振込・振替機能は、契約者からの使用端末による依頼にもとづき、次の取引・照会を行うことができます。</p> <p>(イ) 「ホームバンクサービス」・「パソコンサービス（ANSER - PC）」・「パソコンサービス（ANSER-SPC、または ANSER-VALUX（SPC））」・「SPC 集中（ANSER - SPC、または ANSER-VALUX -（SPC）による資金コントロールサービス）」の場合、本サービスの依頼を行う日の翌営業日以降当行所定の営業日までの間で、前記（ア）の取扱を行う日を指定する（以下「予約」といいます）ことができます。</p>
<p>(2) 振込・振替機能の取扱</p> <p>ア. 本サービスによる振込または振替（以下「資金移動」といいます）の依頼は、当行が定めた接続先に送信を行い、当行が定める方法および 操作手順にもとづいて入金指定口座の登録番号（都度指定方式のときは、入金指定口座のある金融機関名・支店名および当該口座の名義・預金種目・口座番号）、支払指定口座の種目・口座番号、資金移動金額、振込・振替暗証番号、接続 ID、</p> <p align="right">（次頁へつづく）</p>	<p>(2) 振込・振替機能の取扱</p> <p>ア. 本サービスによる振込または振替（以下「資金移動」といいます）の依頼は、当行が定めた電話番号あてに送信を行い、当行が定める方法 および操作手順にもとづいて入金指定口座の登録番号（都度指定方式のときは、入金指定口座のある金融機関名・支店名および当該口座の名義・預金種目・口座番号）、支払指定口座の種目・口座番号、資金移動金額、振込、振替暗証番号、接続 ID、</p> <p align="right">（次頁へつづく）</p>

改定後	改定前
<p>その他必要な内容を使用端末により入力するものとします。予約の場合は、資金移動の指定日（以下「指定日」といいます）も入力するものとします。当行は入力された事項を依頼内容とします。</p> <p>イ. 前項により当行が受信した支払口座の店番号・種目・口座番号、振込・振替暗証番号、接続IDが当行へ届出の店番号・種目・口座番号、振込・振替暗証番号、接続IDと一致した場合に、当行は送信者を契約者とみなして依頼内容を返信します。</p> <p>また、各サービス毎に次の事項が一致した場合についても、当行は送信者を契約者とみなして依頼内容を返信します。</p> <p>(ア) 「パソコンサービス (ANSER-SPC (VALUX))」、「SPC 集中」による依頼の場合は、当行が受信した承認暗証番号が当行とあらかじめ取り決めた承認暗証番号と一致した場合。</p> <p>(イ) 「ホームバンクサービス」による依頼の場合は、<u>接続ID</u>が当行へ届出のものと一致した場合。</p> <p>7. 免責事項</p> <p>(1) 当行の責によらない通信機器、回線もしくはコンピュータ等の障害等により取扱が遅延したり、または不能となった場合、そのために生じた損害は、当行では責任を負いません。</p> <p>なお、第3条第2項工. による資金移動の依頼内容の確定前に、回線等の障害により送信が中断したと判断される場合、契約者は依頼内容が実行されているかを障害回復後に取引店に確認するものとします。</p>	<p>その他必要な内容を使用端末により入力するものとします。予約の場合は、資金移動の指定日（以下「指定日」といいます）も入力するものとします。当行は入力された事項を依頼内容とします。</p> <p>イ. 前項により当行が受信した支払口座の店番号・種目・口座番号、振込・振替暗証番号、接続ID (VALUXの場合) が当行へ届出の店番号・種目・口座番号、振込・振替暗証番号、接続ID (VALUXの場合) と一致し、かつ当行が受信した端末の電話番号 (VALUX以外の場合)、または接続ID (VALUXの場合) が当行へ届出の電話番号と一致した場合に、当行は送信者を契約者とみなして依頼内容を返信します。</p> <p>また、各サービス毎に次の事項が一致した場合についても、当行は送信者を契約者とみなして依頼内容を返信します。</p> <p>(ア) 「パソコンサービス (ANSER-PC)」、「パソコンサービス (ANSER-SPC)」、「SPC 集中」による依頼の場合は、当行が受信した承認暗証番号が当行とあらかじめ取り決めた承認暗証番号と一致した場合。</p> <p>(イ) 「ホームバンクサービス」による依頼の場合は、<u>当行が受信した端末の電話番号</u>が当行へ届出の電話番号と一致した場合。</p> <p>7. 免責事項</p> <p>(1) 当行の責によらない通信機器、回線もしくはコンピュータ等の障害等 <u>または電話番号の不通等</u>により取扱が遅延したり、または不能となった場合、そのために生じた損害は、当行では責任を負いません。</p> <p>なお、第3条第2項工. による資金移動の依頼内容の確定前に、回線等の障害により送信が中断したと判断される場合、契約者は依頼内容が実行されているかを障害回復後に取引店に確認するものとします。</p>

以上